

## 綾瀬市告示第24号

振動規制法施行規則別表第2の備考1の規定に基づく区域の区分及び同表の備考2の規定に基づく時間の区分を次のとおり定める。

平成24年3月30日

綾瀬市長 笠間 城治郎

振動規制法施行規則別表第2の備考1の規定に基づく区域の区分及び同表の備考2の規定に基づく時間の区分

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2の備考1の規定に基づき区域の区分を次の1のとおり定め、同表の備考2の規定に基づき時間の区分を次の2のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

### 1 区域の区分

- (1) 第1種区域 振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動についての規制基準（平成24年綾瀬市告示第22号）により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち第1種区域の 及び第1種区域の として定められた区域
- (2) 第2種区域 指定地域のうち第2種区域の 及び第2種区域の として定められた区域

### 2 時間の区分

- (1) 昼間 午前8時から午後7時まで
- (2) 夜間 午後7時から午前8時まで